

国際教養大学新管理棟基本計画等策定業務委託契約書（案）

公立大学法人 国際教養大学 理事長 モンテ・カセム（以下「甲という。」と●●●●●●●●
●（以下「乙」という。）は、国際教養大学新管理棟基本計画等策定業務委託について次の
とおり委託契約を締結する。

（委託業務及び内容）

第1条 甲は、国際教養大学新管理棟基本計画等策定業務委託（以下「委託業務」という。）
を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務費等）

第2条 委託費用は、総額●●●円（うち消費税及び地方消費税額●●●円）とする。委託費
用の支払いについては、年度ごとに行うこととし、年度の業務完了後、請求を受けた月
の翌月末日までに支払うものとする。

なお、各年度の支払予定額は次のとおりとする。

令和6年度 ●●円

令和7年度 ●●円

また、乙は、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納めなければならない。

※契約事務規程第22条により契約保証金を免除する場合は下線部分を削除

- 2 前項の規定にかかわらず、委託業務を行うため甲が必要があると認めるときは、乙は業務
委託料の各年度の支払予定額の半額を上限に前金払を請求することができるものとし、甲
は乙から前金払に係る適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を
支払うものとする。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は契約日から令和7年9月30日までとする。

（委託業務の処理方法等）

第4条 乙は、委託業務を別添国際教養大学新管理棟基本計画等策定業務仕様書等により、委
託の本旨に従い善良な契約者としての注意をもって委託業務を処理するものとする。

- 2 乙は、委託業務の処理方法及び進捗状況について、必要な提案、報告を行い、定例若しく
は随時に、甲と協議しながら委託業務を処理するものとする。

（検査及び引き渡し）

第5条 乙は、業務が完成したときは、甲の検査を受けて成果品を引き渡すものとする。検査
日は甲の指示する日とする。

- 2 前項の検査に合格しないときは、乙は直ちにこれを修正し、甲の指示する日までに甲の再

検査を受けなければならない。この場合において、修正及び再検査に要する費用は、乙の負担とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約について委託業務の全部を第三者に委託することはできない。ただし、委託業務の一部を第三者に委託することについて、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この契約の履行により知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。また、委託業務に係るすべての資料（以下「関係資料」という。）を第三者に閲覧させてはならない。

- 2 乙は、関係資料について指示目的外の使用又は第三者への提供をしてはならない。
- 3 乙は、甲が別に指示する以外に関係資料の複写又は複製をしてはならない。
- 4 乙は、前3項について事故が発生したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(委託内容の変更)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合において、甲乙協議して委託業務の内容を変更することができる。

- (1) 事務の進行状況その他の事由により、仕様書等の内容を追加し、又は変更する必要があるとき。
- (2) 委託内容の追加、変更のため、所定の委託料の金額又は履行期限が著しく不相当であるとき。

(委託の解除)

第10条 甲又は乙は、相手方が正当理由なくして次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が、当該契約に違反したとき。
- (2) 乙が、この契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (3) 乙の責に帰すべき事由により、委託業務を行う見込みがないと明らかに認められるとき。

(損害賠償)

第11条 乙及び従事者が委託業務の実施に際して、甲及び第三者に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。

(契約の費用)

第12条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の原則)

第13条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(その他)

第14条 この契約に定めない事項、又はこの契約の条項に関する疑義については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を締結するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

(委託者) 甲 秋田市雄和椿川字奥椿岱193-2

公立大学法人 国際教養大学
理事長 モンテ・カセム

(受託者) 乙